

国立大学法人東京外国語大学大学院生保育料補助規程

〔 令和 4 年 10 月 25 日 〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）において学生の育児と修学の両立を支援するため、本学敷地内に設置する保育所を利用する際に支払う保育料の大学補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 保育料の大学補助を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、本学大学院に在学する学生（科目等履修学生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）で、本学敷地内にある PAL 国際保育園@東京外大（以下「学内保育所」という。）を月次（フルタイム）で利用する者とする。

(補助金額)

第 3 条 保育料の大学補助金額は、府中市及び他の近隣自治体の補助制度を参考に設定する。

(申請手続)

第 4 条 保育料の大学補助を希望する者は、学内保育所の入園が決まり次第、本学所定の申請書（別紙様式）を使用し、速やかに総務企画部人事労務課に申請するものとする。

(補助の決定)

第 5 条 前条における申請者からの提出書類に基づき、男女共同参画推進部会において大学補助の可否について決定し、申請者に結果を通知する。

(補助の中止・取消し)

第 6 条 補助対象者による非違行為が認められる場合、その程度により大学補助を中止又は取消することができるものとし、男女共同参画推進部会において審議のうえ決定する。

(補助方法)

第 7 条 補助対象者に対する保育料の大学補助は、学内保育所に対する本学からの大学補助金額の支払いに代えて行う。なお、大学補助金額を差し引いた保育料は、補助対象者が学内保育所に支払うものとする。

(事務)

第 8 条 保育料の大学補助に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、保育料の大学補助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 25 日から施行し、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

年 月 日

学内保育所利用にかかる保育料の大学補助

申 請 書

東京外国語大学男女共同参画推進部会長 殿

以下のとおり、学内保育所利用にかかる保育料の大学補助の申請をいたしますので、補助くださるようお願いいたします。

申 請 者	氏名： 学籍番号： 住所： 電話番号： E-mail：
家 庭 状 況	配偶者の有無： 有 ・ 無 前年度の世帯収入額： 万円 今年度の世帯収入額（見込み）： 万円
入 園 児	子① 氏名： 生年月日： 年 月 日 （ 歳） 子② 氏名： 生年月日： 年 月 日 （ 歳）

※ 本申請で得た個人情報は、学内保育所に係る運用以外には使用いたしません。

※ 家庭状況は、自治体の補助額を算定するために確認させていただきます。

※ 事務手続きの都合上、補助受領開始後も園児が退園するまでの間、毎年9月に現況確認のため、本申請書を再度提出いただきます。